

高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、その取扱いを定めるものとする。

2 目的

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。このため、ひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、自立支援プログラムの策定、資格取得を支援するための給付金の支給等を行ってきたところである。

しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的として事業を実施する。

また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。

3 対象者

要綱第3条の「実施要領に掲げる要件」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが対策講座受講者にとって適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (2) 県内の町村に住所がある者であること。
- (3) 事前に、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条の母子・父子自立支援員（以下「母子・父子自立支援員」という。）又は給付を受けようとする者の居住する町村を管轄する県の福祉保健所の母子・父子福祉を担当する職員に相談があった者であること。
- (4) 過去に本給付金を受給していないこと。ただし、申請対象とした受講者分について過去に給付を受けていない場合はこの限りでない。

4 対象講座

本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、県が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合、本事業の対象とはしない。

5 補助対象経費

(1) 対象経費

要綱第4条に掲げる補助対象経費は、補助対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「受講経費」という。）とし、受講施設の長が証明する受講施設に対して支払われた入学金（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）及び上記経費の消費税とする。

また、入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として受講施設の長が証明する額を対象とする。

なお、算定した補助金額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(2) 対象外経費

受講経費の対象除外経費は、次に掲げる経費とする。

- ア 高等学校卒業程度認定試験の受験料
- イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 講座の補講費
- エ 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
- オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- カ 受講のための交通費
- キ クレジット会社に対して支払う分割払手数料
- ク 交付申請書申請時点で受講施設に対して未納となっている入学金又は受講料

6 対象講座指定前の事前相談の実施

- (1) 補助要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに補助要件について把握しておく。
- (2) 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握する。
- (3) 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握する。
- (4) 高卒認定試験が毎年8月及び11月に行われることを当該ひとり親家庭の親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようにする。
- (5) 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プログラムを策定して、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案する。
- (6) 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金又は修業資金等を紹介する。
- (7) 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験す

ることによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝える。

7 補助要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

(1) 補助要件の審査及び対象講座の指定

この給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別記第1号様式「高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

(2) 知事は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、補助要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

(3) 知事は、対象講座の指定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に別記第2号様式「高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により通知する。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

ア この給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

イ 対象講座の指定は、受講開始前にあらかじめ行うこととしているが、ひとり親家庭となった時期や前年度の所得状況等により受講開始後に受給資格を得るようなケースも想定されるため、こうしたケースについては、受講開始から一定期間を経過した後に申請した場合であっても、平成27年4月1日以降に受講を開始し、申請時に受講中であつた者が受講を修了した際には、修了時給付金を支給する。

(6) 補助要件の審査に係る留意事項

ア 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、補助要件の審査に当たっては、過去の受給の有無について確認する。

イ 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、受講施設に確認する。

(7) 対象講座について

ア 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行う。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

イ この給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け、一部の試験科目に合格している場合等には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

(8) 受講対象講座の変更について

指定を受けた受講対象講座の内容を変更する場合は、別記第3号様式による「高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金受講対象講座変更申請書」を事前に提出し、承認を受けなければならない。

8 補助金の交付等

(1) 受講修了時給付金

ア 交付の申請

受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、知事に対して、要綱別記第1号様式による「交付申請書兼実績報告書」に必要書類を添付して、提出する。

イ 交付申請書兼実績報告書を提出した後、申請書の内容を変更しようとするときは、要綱別記第2号様式による「変更承認申請書」に必要書類を添付して、提出する。

ウ 知事は、交付申請及び変更申請を受けた場合は、当該ひとり親家庭の親又は児童が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定し、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に対して要綱別記第3号様式による「交付（変更）決定通知書」により通知しなければならない。

エ 交付の申請の期限

受講修了給付金の交付申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

オ 交付申請書兼実績報告書添付書類等

交付申請書兼実績報告書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることができる。

(7) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場

合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(ウ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(エ) 受講対象講座指定通知書

(オ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(カ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(2) 合格時給付金

ア 交付の申請

合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、知事に対して、要綱別記第1号様式による「交付申請書兼実績報告書」に必要書類を添付して、提出する。

イ 知事は、交付申請を受けた場合は、当該ひとり親家庭の親又は児童が交付要件に該当しているかを調査し、速やかに交付の可否を決定し、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に対して要綱別記第3号様式による「交付(変更)決定通知書」により通知しなければならない。

ウ 交付の申請の期限

合格時給付金の交付申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 交付申請書兼実績報告書添付書類等

交付申請書兼実績報告書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができ、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合は、これを省略させることができる。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親

族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(ウ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(エ) 受講対象講座指定通知書

(オ) 文部科学省が発行する合格証書の写

(カ) 受講修了時給付金にかかる交付（変更）決定通知書

(3) 受講開始日及び受講修了日について

ア 受講開始日

受講開始日は、通学制の場合は対象講座の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）講座の場合は受講申込み後初めて受講施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも受講施設の長が証明する日とする。

イ 受講修了日

受講修了日は、受講施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の受講修了を証明する日とする。

(4) 受講修了証明書及び受講経費に係る領収書について

ア 受講修了証明書

受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講の修了を認定した場合に発行されるもので、受講した講座（科目）の全ての修了を証明するものであること。

なお、記載事項について訂正のある場合、受講施設の長の訂正印のないものは無効とする。

イ 受講に係る領収書

受講施設の長が、受講者本人が支払った受講経費について発行した領収書とする。

なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とする。

ウ 領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認する。

(ア) 受講施設の名称

(イ) 受講者（支払者）氏名

(ウ) 領収額（又はクレジット契約額）

(エ) 領収日（又はクレジット契約日）

(オ) 領収印

エ 領収書（又はクレジット契約証明書）の確認にあたっては、発行の対象となった対象講座と領収額の根拠を特定する必要があることから、次の事項が付記されていることを確認する。

(ア) 対象講座名

(イ) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

オ 領収書に訂正のある場合、受講施設の訂正印のないものは無効である。

カ 受講経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却する。ただし、必要に応

じて本人了承の上で写しを取っておく。

(5) 申請及び通知の経由

要綱別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、による申請、通知等は、福祉保健所の長を経由して行わなければならない。

9 留意事項

本事業により、高卒認定試験に合格した者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の就業支援等を行うなど、引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取組を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成27年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。